

令和7年 富士見町 告示

第 178 号

富士見町特別融資制度推進会議設置要領の一部
を改正する要領をここに公布する。

令和7年12月24日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領

富士見町特別融資制度推進会議設置要領（平成25年富士見町告示第52号）の一部を次のように改正する。

第3 構成中「(株)八十二銀行」を「(株)八十二長野銀行」に改める。

第4 運営等第7号中「第3の1(4)」を「第3の1(5)」に改め、同第10号中「第3の7」を「第3の8」に、「第5の4(1)の①」を「第6の4(1)の①」に改める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。ただし、第3 構成の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。